

アクティビティノート <第 287 号>

2020 年 12 月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2020 年 12 月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～13
2. ちょっと注目 『新型コロナウイルス感染予防と身の回りの除菌
～実は使いやすい家庭用洗剤～』 ……p.14～15
3. コラム 『製造物責任（P L）法に関連した
よくある問い合わせ～表示について～』 ……p.16～18

TOPICS



新型コロナウイルス感染予防と身の回りの除菌～実は使いやすい家庭用洗剤～

連載の新型コロナウイルス感染症に関連した情報、今月度は、身の回りの除菌に重宝する家庭用洗剤について取り上げました。



製造物責任（P L）法に関連したよくある問い合わせ～表示について～

P L 法に関連した“よくある問い合わせ”を紹介して行く連載コラム。今月度は「表示について」です。

1. 相談業務

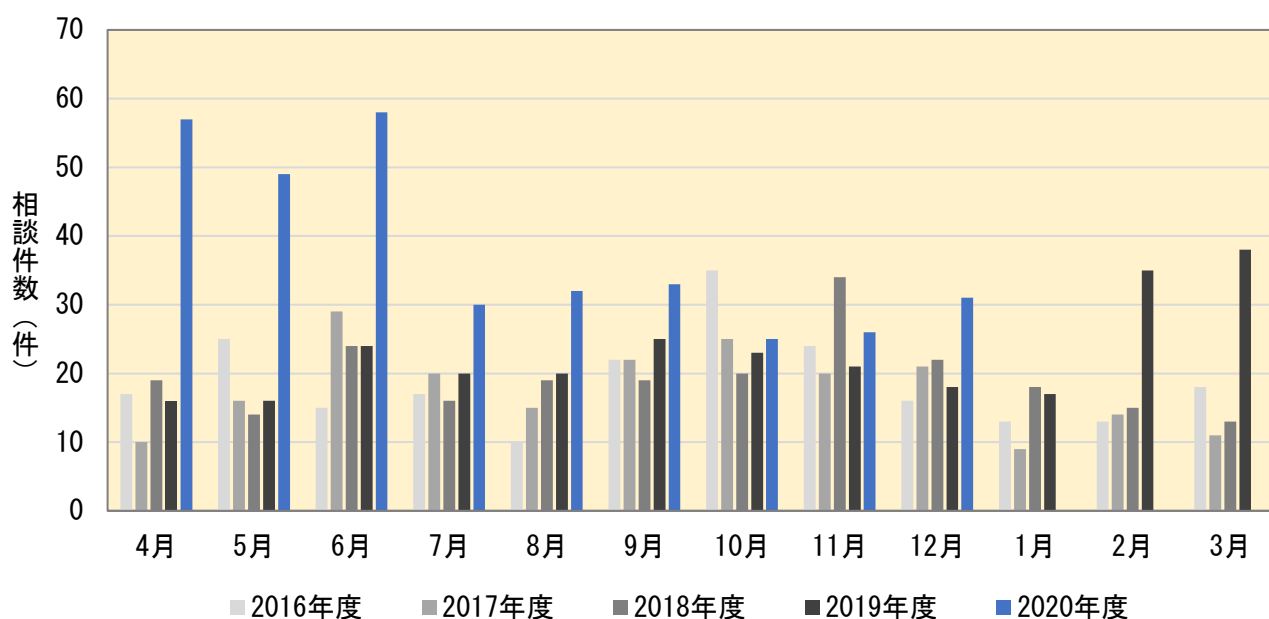
1.1 相談受付件数

2020年12月度相談受付件数 (11/26~12/23 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	4	3	0	10	1	18	58%
消費生活C・ 行政	1	0	0	4	0	5	16%
事業者・ 事業者団体	1	0	0	7	0	8	26%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	6	3	0	21	1	31	
構成比	19%	10%	0%	68%	3%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2016~2020年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <トイレ用のお掃除シートを使用してめまい> 「トイレ用のお掃除シートを使用してめまいがした。横になって暫く休んだら回復したので、再度使用したところ、また同じようにめまいがした。お掃除シートの表示成分の中にグリコールエーテルがあり、この成分が原因ではないかと思っている。この成分の安全性はどうか」との相談を受けています。この成分が原因と考えられるか。〈消費生活C〉

⇒グリコールエーテルはある種の化学構造を持った化合物の総称であり、特定の物質の化学名ではありません。お伺いした話からは物質が特定できませんので、当センターで安全性情報等についてお調べすることはできません。製品の安全性等については製造メーカーにお尋ねください。一般的に、グリコールエーテルには多くの種類があり、洗浄剤、塗料、化粧品等に幅広く使用されています。

- ◆ <水槽用の砂で熱帯魚が大量死> インターネット通販で熱帯魚用の水槽に入れる砂を購入し、使用したところ熱帯魚が次々に、全部で100匹くらい死んでしまった。製造メーカーに申し出たが、生体の補償はできないとのことに対応してもらえなかった。インターネット通販会社から商品代金は返金してもらったが、熱帯魚の損害の方が大きいため補償をしてもらいたい。当初は砂が原因とは思ってなかったので、砂は全て廃棄してしまい、死んだ熱帯魚も残っていない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒製造物に起因する事故で、製造物責任（PL）法の対象となるような案件の場合、①損害（被害）が発生したこと、②製造物に何らかの欠陥があること、③損害（被害）が製造物の欠陥により生じたこと。を被害者側が立証する必要があります。使用した製品を保管してあれば異常の有無を調べることができます。また被害状況もそのまま保管して置く必要があります。保管が難しい場合は写真に残しておく等の処置が有効です。ご相談のケースは、これらが何も残されていません。また、熱帯魚の大量死の原因にはウイルス性の病気等様々なものがあります。お伺いした状況からは客観的な証明が難しく、これ以上の交渉は困難であると思われます。なお、報告いただいた情報は、当センターの月報、年報に、情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <消毒用エタノールでフローリングが白くシミ> 新型コロナウイルスの感染予防対策として、手指の消毒に消毒用エタノールを使用していた。その際、床に垂れたようで、気が付くとフローリングの表面があちこち点々と白くシミになっていた。自宅は8年前に中古で購入したもので、購入以降フローリングにワックスをかけていない。回復させることはできるか。化学製品

PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒フローリング材には、1 枚の板を使った「単層フローリング」と、合板などの基板の上に薄い化粧板を張り合わせた「複合フローリング」の 2 種類があります。フローリング材の表面は保護や汚れ防止のため樹脂塗装が施されており（単層フローリングでは無塗装もあります）、うすい膜で覆われています。この塗装には一般的にウレタン塗装が用いられることが多く、ウレタン塗装はエタノール等の溶剤で損傷を受けることがあります。また、ご自身でワックスは掛けられていないとのことですが、住宅の引き渡し前にワックスを掛けられていた可能性もあり、ワックス成分の溶解、膨潤による白化の可能性もあります。回復、補修などの対処方法についてはフローリング材の製造メーカーまたは専門の業者（施工業者またはハウスクリーニング業者）に相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ **〈化学物質過敏症の専門外来について〉** 現在、自宅の賃貸マンションの大規模修繕で外壁塗装中である。接着剤や塗料等の溶剤で体調不良になる体質のため、作業工程で溶剤を使用する場合は事前に業者から知らせてもらい、ホテルに宿泊するようにしている。大規模修繕はしばらく続くが、溶剤を使用するのは、残り 2 日と聞いている。このように化学物質で体調不良になるようになったのは、1 年前に業者に依頼したエアコンの清掃の際に使用された洗浄剤で具合が悪くなったのがきっかけと考えている。今回の外壁塗装で、より激しい症状が出るようになったため、化学物質過敏症専門外来を受診する予定であるが、混んでいるため 3 ヶ月後である。どこか、直ぐに診察してもらえる専門外来を紹介してもらえないか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターから特定の医療機関をご紹介することはできません。化学物質過敏症はその発症機序が未だ明らかにされておらず、治療法も確立されておりません。症状を改善するには、原因と考えられる化学物質を遠ざける必要があります。大規模修繕で溶剤を使用する作業は残り 2 日とのことですので、今まで通りの対応で接触を避けるようにしてはいかがでしょうか。

- ◆ **〈ABS 樹脂製スプーンを電子レンジに掛けて異臭〉** ABS 樹脂製のスプーンを電子レンジにかけたところ、一部が融けたようになり異臭がした。すぐに換気をしたが、多少は吸い込んだと思う。異臭を感じた程度で他に身体症状は出ていないが大丈夫だろうか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒ABS 樹脂は加熱により軟化する性質をもつ汎用の樹脂で、家電や電気電子製品の外装や部品類などに広く使われています。耐熱温度は 70～100℃とあまり高くなく、電子レンジでの使用には適しておりません。ABS 樹脂そのものが電子レンジで加熱されることはありませんが、接している食品が加熱されることで熱を帯び変形することがあります。特に、油分を多く含む食品の場合、100℃以上に加熱されることがありますので注意が必要です。異臭については、発生が限定的であり、身体症状が出ていないことから、過度に心配する必要はないと思われます。

- ◆ **〈ふろ水の循環浄化システムについて〉** 福祉施設のふろ水の浄化に消毒剤を使用している。ふろ水は循環システムになっており、途中に消毒剤を入れる箇所がある。そこに誤って次亜塩

素酸ナトリウムと塩化ベンザルコニウムを入れてしまった。浴槽のお湯は排水したが、循環システムに残っているためか、新たに入れたお湯の塩素濃度がなかなか下がらない。どうすればよいか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒一般的には、お湯の入れ替えによって希釈され塩素濃度は低下すると思われます。塩素濃度が下がらないのは、何らかの理由で循環システム中に残留しているのかも知れません。当センターではお湯の循環システムについての情報は持ち合わせておりません。循環システムの業者にお尋ねください。

◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ 〈革製品の臭いの取り方〉 インターネット通販で購入した筋トレ用の皮の腰ベルトが臭い、風に当たったりしたが臭いが取れない。臭いは、皮革の臭いというより化学的な薬品臭のようだ。臭いの取り方はあるか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒皮革そのものの臭いではなく化学的な薬品臭とのことから、製品の製造・加工に使われた何らかの薬剤に起因する臭いと思われます。しかし、お伺いした話からは臭いの原因物質は特定できず、具体的な対処方法も分かりかねます。一般的に、こういった製品の臭いは放散されて徐々に軽減していきます。陰干しするなどして根気よく臭い抜きをされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈中古で購入した食器棚の臭いの原因について〉 リサイクルショップで中古の食器棚を購入した。届いてから 3 週間経つが食器棚の扉をあけると甘ったるいパニラの臭いがし、とても食器棚としては使えない。食器棚はかなり年季が入っているが、この臭いは何が原因と考えられるか。新しい家具は接着剤などの臭いがすると聞いたことがあるが、接着剤の臭いが残っているのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒一般的に、新しい家具は、使われている木質材料、接着剤、塗料などの素材に起因する臭いがすることがあります。臭いは徐々に軽減していきますが、気にならなくなるまでの期間は、温度・湿度・換気などの家具が置かれている環境や、使用されている素材により異なります。お伺いした内容から、かなり使い込まれた状態とのことですので、家具製造に起因する臭い以外に原因があるのかもしれない。臭いの原因について、当センターでは特定し兼ねます。

- ◆ 〈ポリウレタン製マスクの安全性について〉 高校生の子供が中国製のポリウレタン製マスクを繰り返し使用している。先日、洗剤液に浸けて置いたところ、液の下にマスクの色の黒い粉が沈んでいた。マスクの表示に経時的に劣化することがあるとの記載があり、ポリウレタンが劣化して部分的に粉状になりポロポロとこぼれ落ちたものとわかった。劣化したマスクを使用していたことで子供の健康に影響が及ぶようなことはないか。製品に表示された輸入元に連絡したが繋がらず不安になった。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒ポリウレタンは湿気などの水分、熱や紫外線で分解し、劣化することが知られています。現

時点では、劣化により安全性上問題を生じるという情報はありません。洗って繰り返し使えますが、洗うときは中性洗剤を使い、陰干しをするようにしてください。劣化したマスクはマスクとしての機能が低下しますので、使用は好ましくありません。しかし、破片が多少口に入ったからと言って健康被害を過度に心配する必要はないでしょう。劣化する前に新しいものと交換するようにしてください。

◆ 一般相談等

- ◆ <オレフィン樹脂シートのフローリング材について> 消費者から表面材がオレフィン樹脂シートのフローリング材についての相談を受けている。化学製品 PL 相談センターで対応して貰えるか。〈消費生活 C〉

⇒素材の性質や使われている成分の安全性等についてのご相談であれば対応できますが、検査、成分分析等はお受けしておりません。また、施工不良等の苦情には対応しかねます。相談者にお伝えの上、相談内容が合致するようでしたらお返しく下さい。

- ◆ <アルマイト加工のやかんの黒ずみ> 職場でアルマイト加工のやかんを使っている。このやかんの内側が黒ずんできており、職員が塩素系漂白剤で漂白をしていた。やかんの黒ずみは塩素系漂白剤で戻るのか。また、黒ずみの原因物質とその安全性について知りたい。〈行政〉

⇒アルマイトとはアルミニウムを陽極で電解処理して人工的に酸化被膜を生成させる表面加工のことで、アルミニウムの表面の耐食性を向上させ、錆びにくくする効果があります。しかし、薄い皮膜なので、繰り返し使用によりキズ等が入ると徐々に腐食して黒くなります。これは腐食により生じた水酸化アルミニウムが、水道水に含まれるミネラル成分と複雑に作用して鍋の表面に固着したものです。塩素系漂白剤で漂白することはできません。塩素系漂白剤はアルカリ性なので、むしろ腐食を進めてしまうおそれがあります。水酸化アルミニウムは水に不溶な物質であり、使用しても差し支えはありません。

- ◆ <電子水の効果について> 「水道管に取り付けることで、水道水を高純度電子水にする装置をすすめられ、検討している。その水で洗うと洗剤も少量でよくなり、浴室等のカビが発生しなくなる等、様々な効果があるというが、本当に効果があるかどうかを確認したい」との相談を受けている。どうなのか。〈消費生活 C〉

⇒当センターでは個別の製品の性能・品質、安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。また、電子水についての確かな情報も持ち合わせておりません。製造メーカーに問い合わせるようお伝えになってはいかがでしょうか。

- ◆ <隣家から流れ込む臭いの除去方法について> 隣人がフィルムカメラで撮った写真の現像を行っており、その工程で使用する定着液のものと思われる酢酸のような臭いが家の中に流れ込んでくる。この臭いを化学的に除去する方法はないか。〈消費者〉

⇒臭い成分を化学的に処理する消臭方法を化学的消臭と言いますが、当センターは消臭についての詳しい知見は持っておらず、特定の消臭剤や消臭製品をご紹介することは出来かねます。一般的に臭いの除去は、発生源を除去するか、換気をすることが効果的です。常に臭い

が流入してくるようならば、隣人と交渉して臭いの発生を抑えてもらうようにするとよいでしょう。一時的なものであれば、効率よく換気をして室内の空気を入れ替えるようにしてはいかがでしょうか。

- ◆ <消毒用エタノールの臭いが取れない> 昨日、自宅で室内の除菌用に消毒用エタノール 1 本 (500ml) を使用した。その後、換気をしたがエタノールの臭いが取れない。どうしたらよいらうか。<消費者>

⇒ご相談のケースでは換気が最も効果的です。エタノールは揮発性液体なので、比較的短時間で揮発します。引火性があるので、速やかに換気を行うようにしてください。換気は 2 カ所以上窓を開け、空気の流れができるようにすると効率よく行えます。揮発したエタノールは空気よりも重いため、室内の下部に滞留している可能性があるため十分に換気でできたかをよく確認するようにしてください。消毒用エタノールは消防法の危険物に該当し、製品には「火気厳禁」の注意表示があります。一度に大量に使用しない様気を付けてください。

- ◆ <スーパーで購入した食肉パックのシール> スーパーで購入した食肉パックを冷凍保存していたが、解凍した時に表面が濡れて、貼ってあった「お徳用」シールも濡れてしまった。調理しようとしたところ、シールの素材である紙がバラバラになっており、紙の破片やインクが手に付着することに気付いた。知らずに口に入れて害があるようなことはないだろうか。化学製品 PL 相談センターは過去にも利用したことがある。<消費者>

⇒当センターの過去の相談で、食品に貼ってあるシールで健康被害に遭ったというものはありません。濡れたことで簡単にバラバラになるのはシールの役割を果たさない可能性があり、品質的に問題かも知れませんが、安全性については一過性で且つか量も少ないことから、過度に心配する必要はないと思われまます。

- ◆ <ポリ塩化ビニル製の使い捨て手袋を調理に使用> ポリ塩化ビニル (PVC) 製の使い捨て手袋を調理に使用していたが、後になって製品のパッケージに調理には使用しないようにとの表示があることを知った。インターネットで調べてみると、PVC から有害性物質が溶け出るといった情報があり心配になった。既に 2、3 回は使ってしまったっており、調理したものは子どもにも食べさせている。健康被害に遭うようなことはないだろうか。<消費者>

⇒食品用プラスチック製品は食品衛生法の規制を受けていますが、可塑剤として使われるフタル酸エステル類について、平成 14 年厚生労働省告示第 267 号

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/dl/2.pdf>) で、油性食品に触れる調理用手袋などの塩ビ製器具・容器包装へのフタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP) の使用が禁止されています。お使いになった使い捨て手袋にどのような可塑剤が使用されていたかはわかりませんが、調理用には食品衛生法に適合した調理手袋をお使いください。ご懸念の点については、使用が限定的であることから、過度に心配する必要はないと思われまます。

- ◆ <加湿器の白い汚れを洗った後の廃液について> この時期、加湿器を使っているが、中に白い汚れ付着してくるため、クエン酸を薄めた液で定期的に洗浄している。洗浄後の加湿器は廃

液を洗面台で流した後、庭に持ち出して水道水ですすぐようにしている。すすいだ水はそのまま庭に染み込んでしまうが、酸なので、建物の基礎のコンクリートに影響しないか心配である。もう数回はそのように処理してしまったが大丈夫だろうか。化学製品 PL 相談センターは過去にも利用したことがある。〈消費者〉

⇒加湿器の白い汚れは、使用した水道水に含まれるカルシウムが炭酸カルシウムなどの不溶性成分として付着したものでライムスケールと呼ばれています。ライムスケールは酸で溶解するので、洗浄にはクエン酸などの酸性洗浄剤が用いられます。お伺いした話から、庭に撒かれているのは、洗浄液を廃棄した後のすすぎ水であり、クエン酸は十分に薄められていると考えられます。ご心配には及ばないでしょう。

- ◆ 〈煮物にラップフィルムの破片が混入〉 夫が煮物を食べていて、半透明の薄くて固いフィルム状の異物が出てきた。この煮物は自分が調理したもので、食材につかった鶏肉にかかっていたラップフィルムの破片が混入したのではないかと考えている。鶏肉を買ったお店に問い合わせたところ、ラップフィルムの素材はポリ塩化ビニルであるとのことであるが、健康被害に遭うようなことはないだろうか。化学製品 PL 相談センターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉

⇒お伺いした話からはラップフィルムと断定はできませんが、性状からプラスチック類（ラップフィルムもプラスチックの一種です）と思われます。仮にプラスチック類であったとして、食べても吸収されずに体外に排出され、量的にも少ないため過度に心配する必要はないでしょう。

- ◆ 〈ホルムアルデヒドの放散期間について〉 新築の戸建て住宅の購入を検討している。先日、モデルハウスの内覧会に行った際に、中に入ってすぐに、臭いで目と鼻に刺激を感じた。ハウスメーカーの担当者に伝えて換気扇を作動してもらったところすぐに感じなくなった。ハウスメーカーの担当者から、「今は法律で規制されているため、ホルムアルデヒドの放散も問題はない」との説明を受け、換気扇を作動させれば刺激を感じなくなることも確認できた。ホルムアルデヒドは長期に渡って放散し続けるものなのか。特に化学物質に過敏ではなく、接着剤やシンナー等の臭いは全く気にならない体質である。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒ホルムアルデヒドは刺激臭のある無色の気体で、室内への放散量によってはシックハウス症候群の原因となりうると言われています。2003年7月の建築基準法改正でシックハウス対策のための規制が導入され、ホルムアルデヒドの放散量の多い建材は使用できなくなっています。また、同時に換気設備設置を原則として全ての建築物に義務付けているため、住宅内にこもらないようになっています。ただし、規制のないホルムアルデヒド以外の揮発性有機化合物がシックハウスの原因となることもありますので、ホルムアルデヒドに限定せず、シックハウス対策の取り組みについて確認されてみてはいかがでしょうか。厚生労働省が公開している「生活環境におけるシックハウス対策」

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei/sick_house.html)などを参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <ポリ塩化ビニル製手袋の安全性について> 食器洗いの際にポリ塩化ビニル製の手袋を使用している。調理には使用していないので食品に直接触れることはないが、手袋の表示を見て、非フタル酸エステル系可塑剤が含まれていることに気づき安全性が心配になった。使用している手袋の製造メーカー 2 社に問い合わせたところ、可塑剤は使用しているうちに流れ出ることがあると言われたので、流れ出た可塑剤が食器を介して継続的に口に入った場合の安全性について追加質問をしたところ、絶対安全とは言い切れないと言われた。どうなのか。〈消費者〉

⇒可塑剤はポリ塩化ビニルなどの樹脂を柔らかくする目的で使用されている添加剤です。樹脂に練り込まれていますが、時間の経過により表面に少しずつ滲み出してくる性質があり、この現象はブリードアウトと言われています。食品用プラスチック製品は食品衛生法の規制を受けており可塑剤として使われるフタル酸エステル類について、平成 14 年厚生労働省告示第 267 号 (<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/dl/2.pdf>) で、油性食品に触れる調理用手袋などの塩ビ製器具・容器包装へのフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)の使用が禁止されています。お使いになった使い捨て手袋にどのような可塑剤が使用されていたかはわかりませんが、調理用には食品衛生法に適合した調理手袋を使う必要があります。ご懸念の点については、食器洗いでの使用であり、食品に直接触れていないこと、また使用が限定的であることから、過度に心配する必要はないと思われま

- ◆ <農業用殺虫剤の安全性について> 大根を栽培しており、収穫の 80 日前に〇〇社の農業用殺虫剤を△△を散布した。収穫した大根を食べてみると、喉に刺激を感じる。△△の表示には散布後 3 週間で収穫できるとあるが、喉に刺激を感じるのは△△の成分が残留しているのではないかと心配になった。〇〇社に問い合わせたところ、使用量を間違った可能性があるので、大根は廃棄するようと言われただけで、残留成分の分析はしてもらえなかった。残留成分を調べてもらえないか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは、原因究明のための調査や分析は行っておりません。製品の安全性については製造メーカーが責任を持つべき問題です。製造メーカーの指示に従うようにしてください。農業用殺虫剤は農薬取締法の規制を受け、安全性や使用方法など厳しい基準が設けられています。正しく使用されている限りは安全性と効果は補償されています。今後は使い方や注意表示を守ってご使用ください。

- ◆ <次亜塩素酸を利用した空気清浄機の安全性について> 新型コロナウイルスの感染予防対策として、食塩水を電気分解して発生した次亜塩素酸を空間に放出して除菌・脱臭を行うという空間除菌・脱臭機を購入した。しかし、次亜塩素酸を空間に噴霧することは安全性に問題があるとの情報を見て、心配になった。使用しても大丈夫か。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒一般情報として、新型コロナウイルスに関連して厚生労働省は、「人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013.html>)」としていま

す。当センターとしても使用はお勧めできません。

- ◆ <食肉を原材料として提供する時の製造物責任について> 食肉の卸を業としている。現在、大手の医薬品メーカーから実験や製品製造のための原材料として食肉の提供を求められている。医薬品メーカーから、納品する原材料についての細かな指示がされているが、提示された契約書には、製造物に問題が生じた場合に当方にも責任が及ぶような内容も記載されている。今まで、このような取引の経験がなく、わからない。このような場合に原材料メーカーとして責任が及ぶことがあるのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒お伺いした話だけでは判断できませんが、製造物責任 (PL) 法の観点から、一般論としてのポイントをお知らせします。PL 法でいう「製造物」とは、製造又は加工された動産と定義されています。未加工の農畜産物は製造物と見なされませんが、何らかの加工が行われて新たな付加価値が発生している場合は製造物と見なされます。提供される食肉の加工の程度によって製造物と見なされる可能性があります。また、製造業者等とは「業として製造、加工又は輸入した者」(その他に表示製造業者、実質的製造業者が定義されている)であり、一般的に流通・販売事業者は該当しません。貴社は卸売業とのことですが、製造業者等に該当するかどうかを検討してみてください。提供する食肉が「製造物」に該当し、貴社が「製造業者等」に該当する場合は、原材料として提供した場合でも、その原材料の欠陥により拡大被害が生じた場合には製造物責任を問われることとなります。ただし、その欠陥が完成品の製造メーカーが行った設計、指示に従ったことにより生じたことが証明された場合には原材料メーカーの製造物責任は免責されることがあります(部品・原材料製造業者の抗弁)。初めての取り引きケースとのことですので、具体的な契約内容については法律の専門家に相談することをお勧めします。また、当センターのウェブサイト「製造物責任 (PL) 法に関連したよくある問い合わせ～完成品と部品、原材料～」

(<https://www.nikkakyo.org/system/files/column285.pdf>)」を掲載しておりますので、ご参考になさってください。

- ◆ <多目的に使える製品を販売する際の関連法規> 自分はエステ関係の仕事をしているが、洗顔だけでなく食器洗いや洗濯など多目的に使える洗剤の販売を考えている。製造は化粧品製造許可を得ている製造業者が行い、製品の供給を受けて自分の店で販売する予定。こういった多目的洗剤を販売するにあたって、どの様な法規制があり、どのように対応したらよいかアドバイスが欲しい。化学製品 PL 相談センターは保健所で紹介された。〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関連したコンサルティング業務は行っておりません。洗顔や身体洗浄を目的とする製品は薬機法の規制を受けます。一方、食器洗いや洗濯用洗剤は雑貨品であり、薬機法のように包括的な規制はなく、用途ごとに関連した法律があります。検討している製品の用途に関連する法律を所轄している省庁にお問い合わせになってはいかがでしょうか。

- ◆ <安定型次亜塩素酸ナトリウムの安全性について> 介護施設で消毒用に安定型次亜塩素酸ナトリウムを噴霧器で空間除菌用に使用していた。安全性について厚生労働省の新型コロナウイルス感染予防対策の情報では、空間噴霧はお勧めしないとある。今は使用していないが禁止し

ているわけではないので、自己判断で使用するのはいいか。〈事業者〉

⇒安定型次亜塩素酸ナトリウムというのは、学術的に定義された名称ではなく、特定の製品について、製造メーカーが独自に付けた名前ようです。しかし、当該製品に含有される主要な物質は次亜塩素酸ナトリウムです。次亜塩素酸ナトリウムを噴霧することについては、厚生労働省の令和 2 年 5 月 4 日の事務連絡「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000627656.pdf>)において「次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと」と噴霧による使用を禁止しています。使用は控えるようにしてください。

- ◆ 〈光触媒により過酸化水素を発生する装置の安全性について〉 弊社は商社であるが、光触媒の作用で過酸化水素を発生させる装置を扱っている。社内でこの製品の安全性を懸念する声があり、何らかの説明をする必要がある。装置から発生するという過酸化水素の安全性を調べればよいのか。また、安全性情報はどのようにして取得すればよいのか。〈事業者〉

⇒過酸化水素の安全性情報であれば、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に掲載されている安全データシート (SDS) が参考になるでしょう

(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/7722-84-1.html>)。ただし読み込むには専門的な知識が必要です。また、SDSに掲載されている情報はハザードデータと言ってその化学物質が潜在的に有している危険有害性情報であり、その化学物質を利用した製品の安全性は暴露量(実際にヒトの体内に取り込まれる量)との関係で決まります。本件の場合、当該装置の用途や使用方法、過酸化水素の発生量等が重要な要素となります。一般的に製品の安全性については製造メーカーが責任を持つものであり、詳細な情報を持っていると思います。装置の製造メーカーにお問い合わせになって詳しい説明を受けると同時に、安全性についての見解を確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈光触媒コーティングの効果と安全性について〉 車関連製品の販売業者である。取引事業者から、酸化チタンの光触媒作用で車内のウイルスなどの除菌対策ができる製品をすすめられ、取扱いを検討している。酸化チタン光触媒のウイルスに対する効果や安全性はどうか。取引事業者からは、製造しているメーカー名は製品に表示はされていないが、業界団体にも所属している上場企業であると説明を受けている。〈事業者〉

⇒当センターでは個別の製品の効果・効能・安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。取引業者を通じて、製造メーカーに効果・効能・安全性などのデータを求めてみてはいかがでしょうか。一般に、酸化チタンは光触媒活性を持つことが知られており、紫外線が当たると水と反応して強い酸化力を持つ活性酸素種を生成することが知られています。生成した活性酸素種の酸化作用で殺菌効果を発現すると言われていています。ただし、その効果を応用した製品がどのような効果・効能を有するかは、個々の製品の設計次第であると考えられます。

- ◆ 〈強アルカリ電解水の製品表示について〉 洗浄や除菌を用途とした強アルカリ電解水の販売を企画している。製品は電解水製造メーカーから供給を受け、弊社が販売する。販売にあたり、

製品表示についての規制の有無を知りたい。製造元の社名を表示するが、連絡先として電話番号を表示する必要があるかどうかを知りたい。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒販売を検討している製品が、酸、アルカリ又は酸化剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるものである場合、住宅用又は家具用の洗浄剤として家庭用品品質表示法の規制を受けます、当該法の雑貨工業品品質表示規程により「表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/law/law_07/item_027.html#003) が定められています。従って、対象となる場合は、連絡先として、住所または電話番号のいずれかを表示する必要があります。なお、当該製品が該当するか否かについては、消費者庁にご確認ください。

- ◆ 〈製品の店頭POP広告*について〉 日用品を扱う販売店である。室内の消臭や掃除に使用できるという培養微生物系の製品の売り込みを受けている。製品自体はまだ確認できていないが、製品表示に消臭効果の根拠までは記載されていないようである。販売時にはPOP広告で効果等をアピールしようと思っているが、このような場合に消臭効果をPOP広告で表示してもよいものか。〈事業者〉

※紙を広告媒体としてその上に商品名と価格、またはキャッチコピーや説明文、イラストだけを手描きしたもの。

⇒性能・品質や安全性については製造メーカーが補償すべきものであり、根拠なく効果を謳い、虚偽や誇大表現がある場合は、不当景品及び不当表示防止法（景表法）の優良誤認に該当する可能性があります。製造メーカーが保証し訴求している以上のことを販売店がPOP広告で謳うことはできませんので、当該製品の有する効果やその根拠となる情報について、製造メーカーに確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈次亜塩素酸ナトリウムのスプレー製品について〉 地方自治体の所轄の保育施設で、表示成分が次亜塩素酸ナトリウム0.02%と水とある、〇〇社の△△というスプレー製品を“食”に関連した器材・環境の除菌に使用している。次亜塩素酸ナトリウムの噴霧使用はよくないと聞いたがスプレー製品の使用は問題ないのだろうか。また、次亜塩素酸ナトリウムは経時的に分解していくと思うが、どの程度の期間使えるのだろうか。製造メーカーに問い合わせたところ、開封後半年は大丈夫とのことであったが、どのような保管環境が必要かについては明確な回答を貰えなかった。〈事業者〉

⇒厚生労働省は消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、これが人の眼に入ったり、皮膚に付着したり、吸入されたりするおそれのある状況での空間噴霧をおすすめしていません。(空気や環境の表面の除染方法として有効かつ安全な噴霧が科学的に証明された事実は確認されておりません。)としています

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html#Q4-4)。空間噴霧とは、一般的には加湿器等による室内空間への定期的な薬剤噴

霧のことであり、スプレー製品による除菌対象物へのスプレーは該当しません。しかし、使用者やその環境にいる人に何らかの影響があるようでしたら使用を差し控えてはいかがでしょうか。次亜塩素酸ナトリウムは濃度が薄いほど経時的に安定と言われていますが、当該製品がどの程度の期間使用できるかは当センターでは分かりかねます。製造メーカーに使用期限等の性能保証の詳細をよくお聞きになって使用可否を判断されるとよいでしょう。

◆ 意見・報告等

- ◆ <洗剤の用途外使用の情報を発信することについて> お掃除の達人などと名乗る人が、YouTube 等で製品の用途にない使い方の情報を発信しているのを見かける。例えば、マスクを本来食器洗い用である台所用洗剤で洗う等である。台所用洗剤の製品には「用途外に使用しない」との注意表示があるが、用途外に使用する情報を発信した場合の法的責任はどうなるのか。化学製品 PL 相談センターは消費者庁から紹介された。〈消費者〉

⇒情報を出しただけで何らかの法律に触れるということはないように思います。その情報を元に行動したことで、第三者が何らかの損害を受けた時は、ケースバイケースであると思われるので、法律の専門家にご相談ください。一般的に、様々なもののお手入れに、肌への刺激や対象物への影響が少ないことから中性洗剤の使用が推奨されていますが、その中性洗剤として身近にある台所洗剤が薄めて使われます。台所用洗剤をマスクに使用することについても特に問題はないでしょう。しかし、用途外使用であることから、使用者の自己責任は発生します。原則として、製品の注意表示を守って使うようにしてください。



新型コロナウイルス感染予防と身の回りの除菌 ～実は使いやすい家庭用洗剤～

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられています。

接触感染とは、感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れることで物品にウイルスがつき、他の方がそれを触ることでウイルスが手に付着し、その手を介して新たな感染を生じることを言います。手から直接ウイルスが体内に入ることはありませんが、汚染された手で口や鼻、目を触ることにより粘膜から感染します。

接触感染を防ぐには、「手指の殺菌・消毒」と「身の回りの物品の除菌」が有効です。殺菌・消毒には、新型コロナウイルスに有効であることが分かっている製品を正しく使う必要があります（石けん等による手洗いの場合、洗浄という物理的な作用によりウイルスを除去するため、必ずしも製品の殺菌・消毒効果の有無は問われません）。

新型コロナウイルスに有効な殺菌・消毒方法については、現在までに分かっていることを経済産業省がパンフレットにまとめています¹⁾。それを見ると、「手指の殺菌・消毒」に対しては①石けん・ハンドソープによる手洗い、②エタノール（60-95%）が有効とされています。「身の回りの物品の除菌」に対しては①エタノール（60-95%）、②熱水、③塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム 0.05% 以上）、④家庭用洗剤等（新型コロナウイルスに対する有効性が判明している 9 種類の界面活性剤を有効濃度含有するもの）、⑤次亜塩素酸水（拭き掃除のとき＝有効塩素濃度 80ppm 以上。流水で掛け流すとき＝有効塩素濃度 35ppm 以上のもの）とされています。

ここでは「身の回りの物品の除菌」のうち、一般にはあまり知られていませんが、実は使いやすい家庭用洗剤による除菌について解説します。



新型コロナウイルスに有効な界面活性剤

ウイルスには、エンベロープと呼ばれる脂溶性の外膜を持つものと持たないものがあり、新型コロナウイルスはエンベロープを持つタイプのウイルスです。エンベロープはその大部分が脂質から成るため、エタノールや有機溶媒、石けんなどの界面活性剤で破壊されやすく、エンベロープを持たないウイルスに比べて、これらの薬剤で不活化されやすいことが知られています。

新型コロナウイルス感染症流行の当初は、エタノールの有効性は公表されていましたが、界面活性剤は種類が多く、どの界面活性剤がどの程度の濃度で有効かの知見が無く、除菌目的での利用は提唱されていませんでした。昨年（2020年）の4～6月に独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が中心になって検討が行われた結果、下記の9種が有効であることが報告されています²⁾。

※ () 内の数字は新型コロナウイルス除菌に有効とされている濃度を示します。

- ✓直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ✓アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ✓アルキルアミンオキシド (0.05%以上)
- ✓塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ✓塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ✓塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ✓ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ✓純石けん分 (脂肪酸カリウム (0.24%以上))
- ✓純石けん分 (脂肪酸ナトリウム (0.22%以上))

これらの界面活性剤はどれも汎用品であり、家庭用に販売されている多くの洗剤類に使用されています

新型コロナウイルスに有効な洗剤の選び方と使い方

上記の 9 種の界面活性剤のいずれかを含有し、使用濃度において新型コロナウイルス除菌に有効な住宅・家具用洗剤、台所用洗剤のリストが N I T E のウェブサイトで公表されています³⁾。

このリストに記載されている製品を、「住宅・家具用洗剤」の場合、製品に記載された使用方法に従ってそのまま使用する。台所用洗剤は 100 分の 1 に薄めて (水 500ml に小さじ 1 杯)、きれいな布などし浸して拭き取る。このような方法で身の回りの物品の除菌ができます。より詳細な使用方法は、経済産業省と N I T E が作成した資料をご参照ください⁴⁾。

「住宅・家具用洗剤」は使用場所によりお風呂用、トイレ用、床用、ガラス用、リビング用などに分かれています。それぞれの掃除場所で日常的に使用している洗剤として、新型コロナウイルスに有効なものを選ぶだけで日常のお掃除で除菌ができるようになります。

感染予防を考えた時に、多くの人が高い頻度で使用する場所を除菌したいものです。例えば、ドアノブ、テーブル、イス、テレビ等のリモコン、階段の手すり等です。このような場所はお掃除の回数も多くしたいものです。こういった場所に使いやすいのは、リビング用またはガラス用の洗剤です。これらは、きれいな布にスプレーして対象物を拭くだけでよく、水での清め拭きが不要ですので、家に 1 本備えておくと何かと便利でしょう。

【参考にした情報】

- 1) 新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法 (一覧) / 経済産業省
<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012-1.pdf>
- 2) 新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について最終報告をとりまとめました～物品への消毒に活用できます～ / 独立行政法人製品評価技術基盤機構 消毒手法タスクフォース
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200626.html>
- 3) 新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト / 独立行政法人製品評価技術基盤機構 <https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>
- 4) ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf>



製造物責任（P L）法に関連した よくある問い合わせ ～表示について～

製造物責任（P L）法に対応した製品表示についての問い合わせを受けることがあります。

【Q 1】 弊社は家庭用途ではない化学製品を扱っている。現在、ある製品を開発中であるが、使用に際しての注意表示等をどのように記載したらよいか検討している。製造物責任（P L）法には注意表示に関する規定はないのか。

P L法でいう「欠陥」は、「製造上の欠陥」、「設計上の欠陥」、「指示・警告上の欠陥」の3つに分類されます。このうち、「指示・警告上の欠陥」は製造物に内在する危険・有害性を使用者が回避するための情報に欠けていたり、あっても内容が不十分であることによる欠陥です。具体的には、製品の取扱説明書、注意表示や警告表示の内容が問題にされます。大きな製品事故を回避する目的で表示される警告表示は、製造物責任を問われることを回避することに繋がることからP L表示と呼ばれることがあります。また、実際の訴訟でも、製品表示の不備から「指示・警告上の欠陥」が指摘されるケースは多いように思われます。しかし、P L法に表示に関する細かい規定はありません。

「法」には、守らなければならない様々な規定が定められている、というイメージがありますので、意外に思われるかもしれませんが、P L法における「欠陥」とは、製造物に関する諸般の事情を総合的に考慮して判断される概念であり、その類型の一つが「指示・警告上の欠陥」なので、一義的に決められない側面があるのです。

【Q 2】 中小企業の技術支援をしている団体である。利用企業から新たに開発した製品の製造物責任（P L）法に関わる表示について相談を受けている。化学製品P L相談センターで製造物責任法の観点からアドバイスをしてもらえるか。

これもよくある問い合わせです。相談者にある程度P L法についての知識があれば対応の仕様がありますが、全く分からないので一から教えて欲しいということですとこちらも困ってしまいます。そこで、この紙面では、P L法に関連した表示を検討する際に背景となる考え方についてご紹介したいと思います。

P L法は「製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産にかかわる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任」について定めた法律です。製品安全に不備があった場合に問題になるものですので、製造業者が製品安全をどう考えどう取り組んでいるかと密接に関係します。

製造業者には、「製品安全を心がけ、欠陥がないように製造物を設計し製造する」ことが求められます。これに不備があると「欠陥」が発生するわけです。先ほど、欠陥には3つのタイプがあると述べましたが、欠陥がないように製造物を設計し製造するのであれば、「設計上の欠陥」と「製造上の欠陥」の2つで事足りるのではと思われます。それでは「指示・警告上の欠陥」はどう捉えたらよいの

でしょうか。

事業者が製品安全のために取り組むものにリスクアセスメントがあります。リスクアセスメントの詳細については経済産業省がウェブ上で公開している「消費生活用製品向けリスクアセスメントのハンドブック」(https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.html) で詳しく解説されています。そこに製品の持つリスクの低減方法として、スリーステップメソッドが紹介されています。

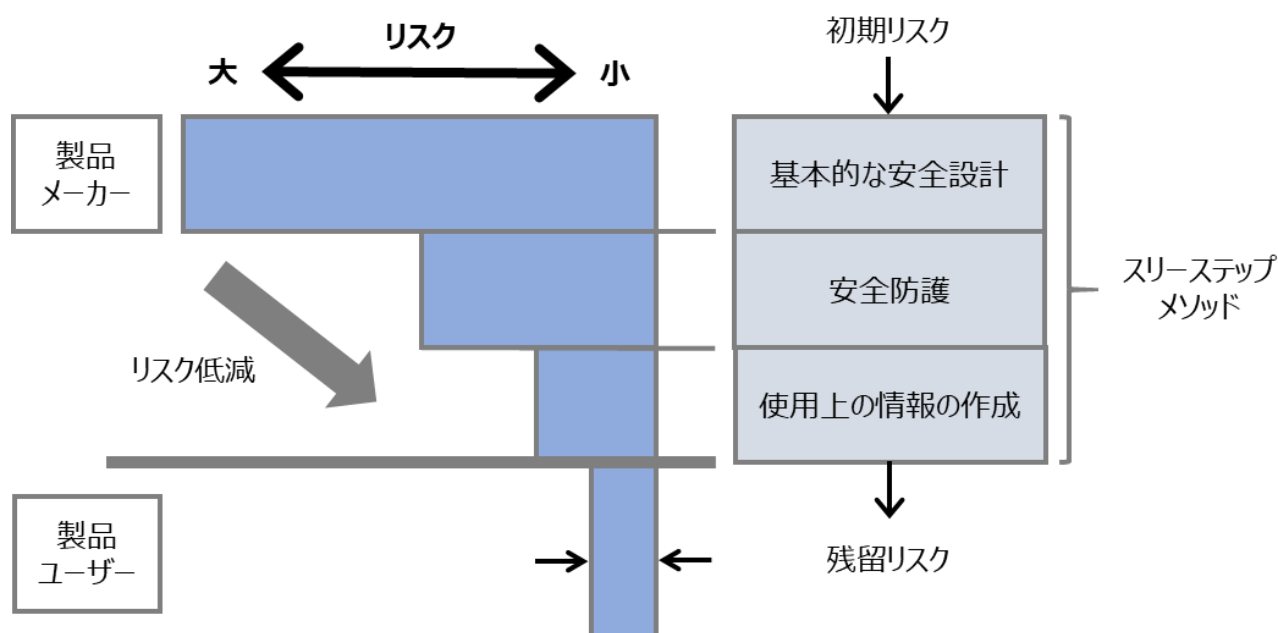


図 スリーステップメソッドによるリスクの低減
「消費生活用製品向けリスクアセスメント・ハンドブック」、経済産業省

スリーステップメソッドでは、製品の持つリスクを製品設計の段階で、①基本的な安全設計、②安全防護、③使用上の情報の作成の順で低減させていき、最終的な「残留リスク」を、ユーザーが許容可能なレベルに抑えることを行います。この「使用上の情報の作成」は製品本体に表示される警告表示や使用上の注意、製品に添付される取扱説明書などが該当します。

つまり、事業者の製品安全のための製品設計の一部として指示・警告などの製品安全上の情報が位置付けられているということになります。従って、設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥は、様々な要素を勘案しながら多数の選択肢の中から製造者が一定の安全性に関わる選択をしたという結果が具体的な設計や指示・警告となっているということになり、製造者の安全性に関する選択の適否という規範的な評価が欠陥の判断に当たって重要となるのです。

「基本的な安全設計」は危険源そのものを取り除く又は低減させること、「安全防護」は危険源と使用者の接触を何らかの方法で遮断することで、どちらも製品本体に何らかの手を加えることになります。これに対し「使用上の情報作成」は守らないと重大事故に繋がるような指示・警告を製品に表示することであり、ユーザーに守ってもらって初めて効力を発揮するものです。製品上の目立つ場所に、誰にでも分かりやすく簡潔に表示する必要があります（これを「警告表示」といいます）。

また、製品安全の観点からは、残留リスクについても、「使用上の情報作成」の中で明確に表示しておくべきとされています。残留リスクは、ユーザーが許容可能なリスクですが、設計段階では製造業者がそう判断したものです。リスクは〔事故による危害の大きさ〕×〔事故の発生頻度〕ですので、危害が大きくても発生頻度が極めて稀ならばリスクは低く見積もられます。しかし、実際に想定外の事故が発生する可能性もあるわけです。たとえば誤飲・誤食などの事故は、製品の用途や形態によっては、ほとんど発生しなそうに思えても、子どもや認知機能の衰えた高齢者で発生することがあります。明らかな誤使用なので、製造物責任を問われることはないかも知れませんが、製品安全上は関連情報が必要ということになります。

「使用上の情報」とは、製品本体に表示される警告表示や使用上の注意、製品に添付される取扱説明書などが該当しますが、情報が網羅的で情報量多くなればなるほどユーザーには伝わりにくくなります。そこで、PL対策として最も重要になってくるのは警告表示です。警告表示は絵表示や「危険」、「警告」、「注意」といったシグナルワードを使って、パッと見ただけで直感的にわかるように工夫された表示です。

PL法には表示に関わる細かい規定はありませんが、製品によっては、労働安全衛生法(安衛法)、毒物及び劇物取締法(毒劇法)、化学物質排出把握管理促進法(化管法)、家庭用品品質表示法(家表法)、高圧ガス保安法、消防法などで義務付けられている表示があります。また、各業界団体が定めた自主表示がある場合もあります。これらを遵守した上で、PL法の精神に則った表示を行う必要があります。そのためにはしっかりとしたリスクアセスメントに基づいて、製品特性とユーザー特性をよく理解した上でのリスクマネジメントが必要とされることは言うまでもありません。PL法に対応した表示とは、製造業者の実力と製品安全へ取り組む姿勢が問われる側面があるように思われます。

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。